

[共通事項（主要行／全国地方銀行協会／第二地方銀行協会
／全国信用金庫協会／日本証券業協会）]

1. 銀行口座等の旧姓使用に係る協力要請について

- 政府としては、女性活躍の視点に立った制度整備の一環として、「旧姓の通称としての使用の拡大」に向けた取組みを進めているところ。
- その中で、先日、内閣府男女共同参画局長から、銀行口座等の旧姓使用に関する協力要請がなされたものと承知。
- 各金融機関におかれては、本取組みの趣旨をご理解いただき、口座開設等の申し込みを行う方等が希望した場合に、実情に応じて可能な限り円滑に旧姓による口座開設等が行えるよう、よろしくお願ひしたい。

(以上)

令和3年7月21日

林弘法律事務所
弁護士 山中 理司 様

金融庁総合政策局総務課
情報公開・個人情報保護室

平素より、金融行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。
さて、令和3年7月16日付け「行政文書の開示の実施方法等申出書」で申出
のあった行政文書につきまして、該当する文書を交付いたしますので、ご査収
下さい。
ご不明な点がありましたら、下記照会先までご連絡いただきますようお願い
申し上げます。

(連絡先)
金融庁総合政策局総務課
情報公開・個人情報保護室
住 所：〒100-8967 東京都千代田区霞が関
3丁目2番1号 中央合同庁舎7号館
電 話：03（3506）6000（内線3168）